

不正競争防止法
（昭和九年法律第十四号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	不正競争防止法
第二章 差止請求、損害賠償等（第三条—第五条）	（昭和九年法律第十四号）の全部を改正する。
第三章 国際約束に基づく禁止行為（第十六条—第十八条）	（昭和九年法律第十四号）の全部を改正する。
第四章 雜則（第十九条—第二十条）	（昭和九年法律第十四号）の全部を改正する。
第五章 罰則（第二十一条・第二十二条）	（昭和九年法律第十四号）の全部を改正する。
第六章 刑事訴訟手続の特例（第二十三条—第三十一条）	（昭和九年法律第十四号）の全部を改正する。
第七章 没収に関する手続等の特例（第三十二条—第三十四条）	（昭和九年法律第十四号）の全部を改正する。
第八章 保全手続（第三十五条・第三十六条）	（昭和九年法律第十四号）の全部を改正する。
第九章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等（第三十七条—第四十条）	（昭和九年法律第十四号）の全部を改正する。

附則 第一章 総則

第一条 この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一 他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいふ。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

三 他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を模倣したり、商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「営業秘密不正取得行為」という。）又は営業秘密を使用して、若しくは開示する行為（以下「営業秘密不正開示行為」という。）

五 その営業秘密について営業秘密不正取得行為が介在したことを見つけて、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又は取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

六 その取得した後にその営業秘密について営業秘密不正取得行為が介在したことを見つけて、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

七 営業秘密を保有する事業者（以下「営業秘密保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

八 その営業秘密について営業秘密不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいいう。以下同じ。）で、又はその営業秘密を開示する行為が介在したことを見つけて、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を開示する行為

九 その取得した後にその営業秘密について営業秘密不正開示行為があつたこと若しくはその営業秘密について営業秘密不正開示行為が介在したことを見つけて、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用すること若しくはその限定提供データについて限定提供データに開示する行為

十 第四号から前号までに掲げる行為（技術上について限定提供データ不正開示行為があつたこと又はその限定提供データについて限定提

供データ不正開示行為が介在したことを見つけてその取得した限定提供データを開示する行為

十一 営業上用いられている技術的制限手段（他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号、次号及び第八項において同じ。）の処理又は映像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために用いているものを除く。）により制限されている影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は映像、音、プログラムその他の情報の記録（以下この号において「映像の視聴等」といいう。）を当該技術的制限手段の効果を妨げる装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを見む。）当該機能を有する装置（当該プログラムが他のプログラムと組み合われたものを含む。）若しくは指令符号（電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによつて一の結果を得ることができるものをいう。次号において同じ。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指令符号を取得し、又はその取得した営業秘密を使い、若しくは開示する行為

十二 その限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを見つけてその取得した限定提供データを開示する行為

十三 その取得した後にその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを見つけてその取得した限定提供データを開示する行為

十四 限定提供データを保有する事業者（以下「限定提供データ保有者」という。）からその限定提供データを開示する場合において、不正の利益を得る目的で、又はその限定提供データ保有者に損害を加える目的で、その限定提供データを開示する行為

十五 その限定提供データについて限定提供データ不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその限定提供データの管理に係る任務に違反して行うものに限る。）又は開示する行為

十六 その取得した後にその限定提供データについて限定提供データに開示する行為

十七 営業上用いられている技術的制限手段（他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は映像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は映像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために用いているものをいう。以下この号において同じ。）の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は映像、音、プログラムその他の情報の記録（以下この号において「映像の視聴等」といいう。）を当該技術的制限手段の効果を妨げる装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを見む。）当該機能を有する装置（当該プログラムが他のプログラムと組み合われたものを含む。）若しくは指令符号（電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによつて一の結果を得ることができるものをいう。次号において同じ。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指令符号を取得し、又はその取得した営業秘密を使い、若しくは開示する行為

情報の記録（以下この号において「影像の視聴等」という。）を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置（当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。）、当該機能を有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わされたものを含む。）若しくは指令符号を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。）又は影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする役務を提供する行為（不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。）同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

二十 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

二十一 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為

二十二 パリ条約（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第二号に規定するパリ条約をいう。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る。以下この号において単に「権利」とい

う。）を有する者の代理人若しくは代表者又はその行為の日前一年以内に代理人若しくは代表者であった者が、正当な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一若しくは類似の商標をその権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品を当該商標を使用してその権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは当該商標を使用してその権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為

二 条第一項に規定する商標をいう。商標法第二条第一項に規定する標準をいう。

3 この法律において「標準」とは、商標法第二条この法律において「商品の形態」とは、需要者�が通常の用法に従つた使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう。

4 この法律において「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう。

5 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。

6 この法律において「限定提供データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。次項において同じ。）により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（営業秘密を除く。）をいう。

7 この法律において「技術的制限手段」とは、電磁的方法により影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他的情報の記録を制限する手段であつて、視聴等機器（影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録を制限するために用いらる機器をいう。以下この項において同じ。）が特定の反応をする信号を記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等

う。）を譲渡したとき（侵害の行為により生じた物を譲渡したときを含む。）、又はその侵害の行為により生じた役務を提供したときは、次に掲げる額の合計額を、被侵害者が受けた損害の額とすることができる。

8 この法律において「プログラム」とは、電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいいう。

9 この法律において「ドメイン名」とは、インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合に対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合をいう。

10 この法律において「譲渡等」とは、インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合に対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合をいう。

11 この法律にいう「物」には、プログラムを含むものとする。

第二章 差止請求、損害賠償等

（差止請求権）

第三条 不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に對し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

二 不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成したもの（侵害の行為により生じた物を含む。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

（損害賠償）

第四条 故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第十五回の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密又は限定提供データを使用する行為によつて生じた損害については、この限りでない。

（損害の額の推定等）

第五条 第二条第一項第一号から第十六号まで又は第二十二条第一号に掲げる不正競争の利益を侵害された者（以下この項において「被侵害者」という。）が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者（以下この項において「侵害者」という。）に対しその侵害において自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、侵害者がその侵害の行為により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に對しその侵害により自己が受けた損害の額は、その営業上の利益を侵害された者が受けた損害の額と推定する。

機器が特定の変換を必要とするよう影像、音、プログラムその他の情報を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものを行う。

口 第二条第一項第三号に掲げる不正競争に當該侵害に係る商品の形態の使用

ハ 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争に當該侵害に係る営業秘密の使用

イ 第二条第一項第一号又は第二号に掲げる不正競争に當該侵害に係る商品等表示の使用

ホ 第二条第一項第二十二号から第十六号までに掲げる不正競争に當該侵害に係る限定提供データの使用

二 第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争に當該侵害に係る限定提供データの使用

ホ 第二条第一項第二十二号に掲げる不正競争に當該侵害に係る商標の使用

二 不正競争によつて営業上の利益を侵害された者（以下この項において「被侵害者」という。）が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者（以下この項において「侵害者」という。）に對しその侵害において自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者が受けた損害の額は、その営業上の利益を侵害された者が受けた損害の額と推定する。

第一条第一項第一号から第九号まで、第十一号から第十六号まで、第十九号又は第二十二号に掲げる不正競争によって営業上の利益を侵害された者は、故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対し、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為に対し受けるべき金額の額に相当する額の金錢を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

二 第二条第一項第一号又は第二号に掲げる不正競争

当該侵害に係る商品等表示の使用

三 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争

当該侵害に係る営業上の秘密の使用

四 第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争

当該侵害に係る限定提供

該侵害に係る商品の形態の使用

五 第二条第一項第十九号に掲げる不正競争

当該侵害に係る商標の使用

六 第二条第一項第二十二号に掲げる不正競争

当該侵害に係る商標の使用

七 第二条第一項第二号イからホまで及び前項各号に定める行為に対し受けるべき金額の額を認定するに当たっては、営業上の利益を侵害された者が、当該行為の対価について、不正競争があつたことを前提として当該不正競争をした者との間で合意をするとしたならば、当該営業上の利益を侵害された者が得ることとなるその後の対価を考慮することができる。

第五条の二 技術上の秘密（生産方法その他政令で定める情報に係るものに限る。以下この条において同じ。）について第一条第一項第四号、第五号又は第八号に掲げる不正競争（営業秘密を取得する行為に限る。）があつた場合において、その行為をした者が当該技術上の秘密を使用したものが明らかな行為として政令で定める行為（以下この条において「生産

等」という。）をしたときは、その者は、それぞれ当該各号に掲げる不正競争（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等をしたものと推定する。

二 技術上の秘密を取得した後にその技術上の秘密について営業秘密不正取得行為が介在したものと知って、又は重大な過失により知らないこととし、又は重大な過失により知らない

で、その技術上の秘密に係る技術秘密記録媒体等（技術上の秘密が記載され、又は記録された文書、図面又は記録媒体をいう。以下この条において同じ。）、その技術上の秘密が化体された物件又は当該技術秘密記録媒体等に係る送信元識別符号（自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第四項において同じ。）を保有する行為があつた場合において、その行為をした者が生らかにしなければならない。ただし、相手方に損害を侵害され、又は侵害されるおそれがあると主張する者が侵害の行為を組成したものとして主張する物又は方法の具体的な態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的な態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方に損害を侵害され、又は侵害されるおそれがあると主張する者が侵害の行為を組成したものとして主張する物又は方法の具体的な態様を否認するときは、この限りでない。

三 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る商標の使用

四 第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争

当該侵害に係る限定提供

該侵害に係る商品の形態の使用

五 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争

当該侵害に係る営業上の秘密の使用

六 第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争

当該侵害に係る限定提供

該侵害に係る商品の形態の使用

七 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る商標の使用

八 第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争

当該侵害に係る限定提供

該侵害に係る商品の形態の使用

九 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る商標の使用

十 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る限定提供

該侵害に係る商品の形態の使用

十一 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る商標の使用

十二 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る限定提供

該侵害に係る商品の形態の使用

十三 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る商標の使用

十四 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る限定提供

該侵害に係る商品の形態の使用

十五 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る商標の使用

十六 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る限定提供

該侵害に係る商品の形態の使用

十七 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る商標の使用

十八 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る限定提供

その技術上の秘密が化体された物件又は当該技術の書類又は電磁的記録を開示して専門的な知見に基づく説明を聽くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第一編第五章第二節第一項第九号に掲げる不正競争（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等をしたものと推定する。

二 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあると主張する者が侵害の行為を組成したものとして主張する物又は方法の具体的な態様を否認するときは、この限りでない。

三 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る商標の使用

四 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る限定提供

該侵害に係る商品の形態の使用

五 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る商標の使用

六 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る限定提供

該侵害に係る商品の形態の使用

七 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る商標の使用

八 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る限定提供

該侵害に係る商品の形態の使用

九 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る商標の使用

十 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る限定提供

該侵害に係る商品の形態の使用

十一 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る商標の使用

十二 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る限定提供

該侵害に係る商品の形態の使用

十三 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る商標の使用

十四 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る限定提供

該侵害に係る商品の形態の使用

十五 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る商標の使用

十六 第二条第一項第六号に掲げる不正競争

当該侵害に係る限定提供

該侵害に係る商品の形態の使用

四 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類又は電磁的記録を開示して専門的な知見に基づく説明を聽くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第一編第五章第二節第一項第九号に規定する専門委員に対し、当該書類又は該電磁的記録を開示することができる。

五 前各項の規定は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的提示について準用する。

（具体的な態様の明示義務）

第六条 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあると主張する者が侵害の行為を組成したものとして主張する物又は方法の具体的な態様を否認するときは、この限りでない。

第七条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類又は電磁的記録の提出を命ぜることができる。ただし、その書類の所有者はその電磁的記録を利用することについて、その提出を拒むことについてある者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

裁判所は、前項本文の申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録を開示することによる損害が生じたことが認められるとする訴訟において、損害が生じたことが認められるとする訴訟において、損害額を立証するために必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

（相当な損害額の認定）

第八条 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害額を立証するために必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

（損害額の認定）

第九条 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められるとする訴訟において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

（秘密保持命令）

第十条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密について、次に掲げる事由のいずれにも該当するときに、該当事の申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録を開示することによる損害があるとき、その申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうかの判断をするため必要な理由があるかどうかの判断をするため必要な理由があると認めるときは、書類の所有者は電磁的記録を利用する権限を有する者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類又は電磁的記録の開示を求めることができない。

裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうかの確認を命ぜられた場合に、その申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうかについて前項後段の書類又は電磁的記録を開示してその意見を聞くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用者その他の従業者をいふ。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類又は当該電磁的記録を開示することができる。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられてきた場合に、その申立てに係る書類若しくは電磁的記録又は記録を開示された書類若しくは電磁的記録又は第

三条第四項の規定により開示された書面若しくは電磁的記録を含む)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

前項の規定による命令(以下「秘密保持命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 秘密保持命令を受けるべき者

二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

子決定書(民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録(同法第百二十二条において準用する同法第一百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録されたものに限る。)をいう。次項及び次条第二項において同じ。)を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

四 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

五 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
(秘密保持命令の取消し)

第六十一条 秘密保持命令の申立てをした者は又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所がない場合には、秘密保持命令を発した裁判所)に対しては、秘密保持命令を発した裁判所)に対しては、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

七 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その電子決定書をそのまま立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

八 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

九 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

第十二条 秘密保持命令が発せられた訴訟(全ての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者が同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手続を行つた者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者(その請求をした者を除く。第三項において同じ。)に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならぬ。

2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過するまでの間(その請求の手続を行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の手続を行つた者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同様の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者の全ての同意があるときは、適用しない。

(当事者尋問等の公開停止)

第十三条 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であつて当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合には、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述をすることがあり当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができる、かつ、当該陳述を全くことにより他の証拠のみによつては当該事項を判断の基礎とすべき

不正競争による営業上の利益の侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者等の意見を聽かなければならない。

3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等にその陳述すべき事項の要領を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録の提示をさせることができ。この場合においては、何人も、その提示された書面又は電磁的記録の開示を求めることができない。

4 裁判所は、前項後段の書面又は電磁的記録を開示して、その意見を聽くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面又は当該電磁的記録を開示することができる。

5 裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならぬ。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならぬ。

(信用回復の措置)

第十四条 故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の信用を害した者に対するは、裁判所は、その営業上の信用を害された者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、その者の営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

(消滅時効)

第十五条 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

1 その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある営業秘密保有者がその事實及びその行為を行う者を知った時から三年間行わないとき。

2 その行為の開始の時から二十年を経過したとき。

第三章 国際約束に基づく禁止行為

(外国の国旗等の商業上の使用禁止)

第十六条 何人も、外国の国旗若しくは国の紋章その他の記章であつて經濟産業省令で定めるものは(以下「外国国旗等」という。)と同一若しくは類似のもの(以下「外国国旗等類似記章」という。)を商標として使用し、又は外国国旗等類似記章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外国国旗等類似記章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国国旗等の使用の許可(許可に類する行政处分を含む。以下同じ。)を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

前項に規定するもののほか、何人も、商品の原産地を誤認させるような方法で、同項の經濟産業省令で定める外国の國の紋章(以下「外国紋章」という。)を使用し、又は外国紋章を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外国紋章を使用して役務を提供してはならない。

ただし、その外国紋章の使用の許可を行ふ権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

何人も、外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章若しくは記号であつて經濟産業省令で定めるもの(以下「外国政府等記号」という。)と同一若しくは類似のもの(以下「外国政府等類似記号」という。)をその外國政府等記号が用いられている商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務の商標として使用し、又は外國政府等類似記号を当該商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外國政府等類似記号を当該商標として使用して役務を提供してはならぬ。ただし、その外國政府等記号の使用の許可を行ふ権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

(国際機関の標章の商業上の使用禁止)

第十七条 何人も、その国際機関(政府間の国際機関及びこれに準ずるものとして経済産業省令で定める国際機関をいう。以下この条において同じ。)と関係があると認証させるような方法で、国際機関を表示する標章であつて経済産業省令で定めるものと同一若しくは類似のもの(以下「国際機関類似標章」という。)を商標として使用し、又は国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、この国際機関の許可を受けたときは、この限りでない。

(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)

第十八条 何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るため、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

一 外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者

二 公共の利益に関する特定の事務を行うために外国の特別の法令により設立されたものに従事する者

三 一又は二以上の外国の政府又は地方公共団体により、発行済株式のうち議決権のある株式の総数若しくは出資の金額の総額の百分の五十を超える当該株式の数若しくは出資の金額を直接に所有され、又は役員(取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者)で事業の経営に従事しているものをいふ。

四 国際機関(政府又は政府間の国際機関によって構成される国際機関をいう。次号において同じ。)の公務に従事する者

五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であつて、これらの機関から委任されたものに従事する者

(適用除外等)

第十九条 第三条から第五条まで、第二十一条及び第二十二条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

一 第二条第一項第一号、第二号、第二十号及び第二十二号に掲げる不正競争商品若しくは営業の普通名称(ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。)若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示(以下「普通名称等」と総称する。)を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのためには示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為(同号に掲げる不正競争の場合は、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。)

二 第二条第一項第一号、第二号及び第二十二号に掲げる不正競争(自己の氏名を不正の目的(不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。)でなく使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為(同号に掲げる不正競争の場合にあっては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。))

三 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる不正競争(商標法第四条第四項に規定する場合において商標登録がされた結果又は同法第八条第一項第一号及び第二号に掲げる不正競争の登録商標をいう。以下この号及び次項第二号に

おいて同じ。)又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なるた商標権者に属することとなつた場合において、その一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が不正の目的でなく当該登録商標の使用をする行為

四 第二条第一項第一号に掲げる不正競争他の商品等表示が需要者の間に広く認識され前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのためには示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

五 第二条第一項第二号に掲げる不正競争他の商品等表示が著名になる前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのためには示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

六 第二条第一項第三号に掲げる不正競争のいずれかに掲げる行為

イ 日本国において最初に販売された日から起算して三年を経過した商品について、その商品の形態を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのためには示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

ロ 他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者(その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。)がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのためには示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

七 第二条第一項第十七号及び第十八号に掲げる不正競争技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる同項第十七号及び第十八号に規定する装置、これらの号に規定するプログラム若しくは指令符号を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該プログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為又は技術的制限手段の試験又は研究のために行われるこれらの号に規定する役務を提供する行為

八 第二条第一項第十号に掲げる不正競争(利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為)

九 第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争 次のいずれかに掲げる行為について限定提供データ不正取得行為若しくは限定提供データ不正開示行為が介在したことを利用不可能となつている情報と同一の取引によって取得した権原の範囲内においてその限定提供データを開示する行為

十 第二条第一項第十七号及び第十八号に掲げる不正競争技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる同項第十七号及び第十八号に規定する装置、これらの号に規定するプログラム若しくは指令符号を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該プログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為又は技術的制限手段の試験又は研究のために行われるこれらの号に規定する役務を提供する行為

十一 第二条第一項第十七号及び第十八号に掲げる不正競争技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる同項第十七号及び第十八号に規定する装置、これらの号に規定するプログラム若しくは指令符号を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該プログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為又は技術的制限手段の試験又は研究のために行われるこれらの号に規定する役務を提供する行為

十二 前項第二号から第四号までに定める行為によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害された者(その取得した時にその営業秘密についての登録商標(同法第一条第五項に規定する登録商標をいう。以下この号及び次項第二号に

一 前項第二号に定める行為、自己の氏名を用する者（自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。）

二 前項第三号に定める行為、同号の一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者及び通常使用権者

三 前項第四号に定める行為、他人の商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用する者及びその商品等表示に係る業務を承継した者（その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。）

（営業秘密に関する訴えの管轄権）

第十九条の二 日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密であつて、日本国内において管理されているものに関する第二条第一項第四号、第五号、第七号又は第八号に掲げる不正競争を行つた者に対する訴えは、日本の裁判所に提起することができる。ただし、当該営業秘密が専ら日本国外において事業の用に供されるものである場合は、この限りでない。

2 民事訴訟法第十条の二の規定は、前項の規定により日本の裁判所が管轄権を有する訴えについて準用する。この場合において、同条中「前節」とあるのは、「不正競争防止法第十九条の二第一項」と読み替えるものとする。

（適用範囲）

第十九条の三 第一章、第二章及びこの章の規定は、日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密であつて、日本国内において管理されているものに関して、日本国外において第二条第一項第四号、第五号、第七号又は第八号に掲げる不正競争を行う場合についても、適用する限りでない。

（政令等への委任）

第十九条の四 この法律に定めるもののほか、没収保全と滞納処分との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に関するものは、政令で定める。

2 この法律に定めるもののほか、第三十二条の規定による第三者の参加及び裁判に関する手続、第八章に規定する没収保全及び追徴保全に

一 前項第二号から前号まで又は第四項第三号の用する者（自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。）

二 前項第三号に定める行為、同号の一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者及び通常使用権者

三 前項第四号に定める行為、他人の商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用する者及びその商品等表示に係る業務を承継した者（その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。）

（営業秘密に関する訴えの管轄権）

第二十条 この法律の規定に基づき政令又は經濟産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は經濟産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章 罰則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。次号において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十九号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他、営業秘密保有者の管理を害する行為をいう。次号において同じ。）

二 詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、使用し、又は開示したとき。

三 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、前号若しくは次項第二号から第四号までの罪、第四項第二号の罪（前号の罪に当たる開示に係る部分に限る。）又は第五項第二号の罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示したとき。

四 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、前二号若しくは次項第二号から第四号までの罪、第四項第二号の罪（前二号の罪に当たる開示に係る部分に限る。）又は第五項第二号の罪に当たる開示に係る不正競争を行つた者、又は當該信用若しくは名聲を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名聲を害する目的で第二条第一項第二号に掲げる不正競争を行つたとき。

五 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密を営業秘密保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号に規定する手続、第八章に規定する没収保全及び追徴保全に

関する手続並びに第九章に規定する国際共助手続について必要な事項（前項に規定する事項を除く。）は、最高裁判所規則で定める。

（前号に掲げる者を除く。）

四 営業秘密を営業秘密保有者から示されたその役員又は従業者であつた者であつて、不正の利益を得る目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けし、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示したもの（第二号に掲げる者を除く。）

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 営業秘密を営業秘密保有者から示された者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得したもの

イ 営業秘密記録媒体等（営業秘密が記載され、又は記録された文書、図面又は記録媒体をいう。以下この号において同じ。）又は営業秘密が化体された物件を横領すること。

ロ 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。

ハ 営業秘密記録媒体等の記載又は記録について、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。

二 営業秘密を営業秘密保有者から示された者であつて、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号から今までに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号から今までに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名聲を害する目的で第二条第一項第二号に掲げる不正競争を行つたとき。

三 不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いてる者に損害を加える目的で、第二条第一項第十七号又は第十八号に掲げる不正競争を行つたとき。

四 不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いてる者に損害を加える目的で、第二条第一項第十七号又は第十八号に掲げる不正競争を行つたとき。

五 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若し

くは数量について誤認させるような虚偽の表示をしたとき（第一号に掲げる場合を除く。）。

六 秘密保持命令に違反したとき。

七 第十六条又は第十七条の規定に違反したとき。

八 第二項各号（第五号を除く。）、第四項第一項、第二項（第一号を除く。）及び前項（第一号を除く。）の罪の未遂は、罰する。告訴がなければ公訴を提起することができない。

九 第一項各号（第五号を除く。）、第六項（第一号を除く。）の罪は、日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。

第四項第四号の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

日本国外において同号の罪を犯した日本国民以外の者にも適用する。

所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であつて、その法人の業務に関し、他に掲げる財産は、これを没収することがで

き。

日本国外において使用する目的で、第一項第一号の罪を犯したとき。

二 相手方に日本国外において第一項第二号から第四号までの罪に当たる使用を目的があることの情報を知つて、これらの罪に当たる開示をしたとき。

三 日本国において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外において第一項第二号から第四号までの罪に当たる使用をしたとき。

四 第十八条第一項の規定に違反したとき。

五 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 日本国外において使用する目的で、第二項第一号の罪を犯した者は、十年以下

の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 日本国外において使用する目的があることの情報を知つて、これらの罪に当たる開示をした者

三 日本国において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外において第一項第二号から第四号までの罪に当たる使用をした者

三 日本国において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外において第一項第二号から第四号までの罪に当たる使用をした者

（第四号を除く。）及び前項（第一号を除く。）の罪の未遂は、罰する。告訴がなければ公訴を提起することができない。

八 第一項各号（第五号を除く。）、第二項各号（第五号を除く。）、第四項（第一号を除く。）及び前項（第一号を除く。）の罪は、日本国内において事業を行う営業秘密について、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。

九 第一項各号（第五号を除く。）、第六項（第一号を除く。）の罪は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。

訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

第一項の規定により前条第一項、第三項、第四項又は第六項（同条第一項又は第四項に係る部分に限る。）の違反行為につき法人又は人に對しても効力を生ずるものとする。

所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であつて、その法人の業務に関し、他に掲げる財産の適用を妨げない。

日本国外において同号の罪を犯した日本国民以外の者にも適用する。

第一項から第六項までの規定は、刑法その他

の罰則の適用を妨げない。

二 前号に掲げる財産は、これを没収することがで

き。

日本国外において使用する目的で、第一項第一号の罪を犯したとき。

二 相手方に日本国外において第一項第二号から第四号までの罪に当たる使用を目的があることの情報を知つて、これらの罪に当たる開示をしたとき。

三 日本国において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外において第一項第二号から第四号までの罪に当たる使用をしたとき。

四 第十八条第一項の規定に違反したとき。

五 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 日本国外において使用する目的で、第二項第一号の罪を犯した者は、十年以下

の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 日本国外において使用する目的があることの情報を知つて、これらの罪に当たる開示をした者

三 日本国において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外において第一項第二号から第四号までの罪に当たる使用をした者

（第四号を除く。）及び前項（第一号を除く。）の罪の未遂は、罰する。告訴がなければ公訴を提起することができない。

八 第一項各号（第五号を除く。）、第二項各号（第五号を除く。）、第四項（第一号を除く。）及び前項（第一号を除く。）の罪は、日本国内において事業を行う営業秘密について、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。

九 第一項各号（第五号を除く。）、第六項（第一号を除く。）の罪は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。

報の全部又は一部を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）に係る名称その他の表現に代わる呼称その他の表現を定めることができるものとする。

第一項の規定により前条第一項、第三項、第四項又は第六項（同条第一項又は第四項に係る部分に限る。）の違反行為につき法人又は人に對しても効力を生ずるものとする。

所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であつて、その法人の業務に関し、他に掲げる財産の適用を妨げない。

日本国外において同号の罪を犯した日本国民以外の者にも適用する。

第一項から第六項までの規定は、刑法その他

の罰則の適用を妨げない。

二 前号に掲げる財産は、これを没収することがで

き。

日本国外において使用する目的で、第一項第一号の罪を犯したとき。

二 相手方に日本国外において第一項第二号から第四号までの罪に当たる使用を目的があることの情報を知つて、これらの罪に当たる開示をしたとき。

三 日本国において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外において第一項第二号から第四号までの罪に当たる使用をしたとき。

四 第十八条第一項の規定に違反したとき。

五 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 日本国外において使用する目的で、第二項第一号の罪を犯した者は、十年以下

の拘禁刑若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 日本国外において使用する目的があることの情報を知つて、これらの罪に当たる開示をした者

三 日本国において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外において第一項第二号から第四号までの罪に当たる使用をした者

（第四号を除く。）及び前項（第一号を除く。）の罪の未遂は、罰する。告訴がなければ公訴を提起することができない。

八 第一項各号（第五号を除く。）、第二項各号（第五号を除く。）、第四項（第一号を除く。）及び前項（第一号を除く。）の罪は、日本国内において事業を行う営業秘密について、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。

九 第一項各号（第五号を除く。）、第六項（第一号を除く。）の罪は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。

2 刑事訴訟法第二百九十五条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護人がこれに従わなかつた場合について準用する。

(公判期日外の証人尋問等)
第二十六条 裁判所は、秘匿決定をした場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人を尋問するとき、又は被告人が任意に供述をするときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の尋問者しくは供述又は被告人に対する供述を求める行為若しくは被告人の供述が営業秘密構成情報特定事項にあたり、かつ、これが公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあり、これを防止するためやむを得ないと認めるときは、これを公判期日外において当該尋問又は刑事訴訟法第三百一条第二項及び第三項に規定する被告人の供述を求める手続をすることができる。

2 刑事訴訟法第一百五十七条第一項及び第二項、第一百五十八条第二項及び第三項、第一百五十九条第一項、第二百七十三条第一項、第二百七十四条並びに第三百三条の規定は、前項の規定による被告人の供述を求める手続について準用する。この場合において、同法第一百五十七条第一項、第一百五十八条第三項及び第一百五十九条第一項中「被告人又は弁護人」とあるのは、「弁護人、共同被告人又はその弁護人」と、同法第一百五十八条第二項中「被告人及び弁護人」とあるのは、「弁護人、共同被告人及びその弁護人」と、同法第一百七十三条第一項中「公判期日」とあるのは、「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の日時及び場所」と、同法第三百三条中「証人その他の者の尋問及び押収及び捜索の結果を記載した書面並びに押収した物」とあるのは、「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の結果を記載した書面」と、「証拠書類又は証拠物」とあるのは、「証拠書類」と読み替えるものとする。

(尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示命令)
第二十七条 裁判所は、呼称等の決定をし、又は前項第一項の規定により尋問若しくは被告人の

供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めるに当たり、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人に對し、訴訟関係人のすべき尋問若しくは陳述又は被告人に対する供述を求める行為に係る事項の要領を記載した書面の提示を命ずることができる。

(証拠書類の朗読方法の特例)

第二十八条 秘匿決定がかったときは、刑事訴訟法第三百五十五条第一項又は第二項の規定による証拠書類の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明瞭にしない方法でこれを行うものとする。

(公判前整理手続等における決定)

第二十九条 次に掲げる事項は、公判前整理手続及び期日間整理手続において行うことができる。

一 秘匿決定若しくは呼称等の決定又はこれらの決定を取り消す決定をすること。

二 第二十六条第一項の規定により尋問又は被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めること。

(証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請)

第三十条 検察官又は弁護人は、第二十三条规定する事件について、刑事訴訟法第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠

告人の供述を求める手続について行うことができる。

(証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請)

第三十一条 検察官又は弁護人は、第二十三条规定する事件について、刑事訴訟法第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠

告人の供述を求める手続について行うことができる。

(証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請)

第三十二条 第二十二条第十三項各号に掲げる財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。第三十四条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

第三十三条 第二十二条第十三項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、前項と同様とする。

第三十四条 組織的犯罪処罰法第十八条第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第二十二条第十四項において準用するもののほか、刑事事件における第三者所有の財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

第三十五条 裁判所は、第二十二条第一項、第二項、第四項(第四号を除く。)、第五項及び第六項の罪に係る被告事件に關し、同条第十五項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができないなるおそれがあるり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を發して、被告人に対し、その財産の处分を禁止することができる。

第三十六条 裁判所は、第二十二条第一項、第二項、第四項(第四号を除く。)、第五項及び第六項の罪に係る被告事件に關し、同条第十五項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができないなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を發して、被告人に対し、その財産の处分を禁止することができる。

第三十七条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第三十八条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第三十九条 裁判所は、第二十二条第一項、第二項、第四項(第四号を除く。)、第五項及び第六項の罪に係る被告事件に關し、同条第十三項の規定により没収することができる財産に当たる

第七章 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第三十二条 第二十二条第十三項各号に掲げる財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。第三十四条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

第三十三条 第二十二条第十三項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、当該権利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相

当の理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、附帯保全命令を別に發して、当該権利の処分を禁止することができる。

第三十四条 裁判官は、前二項に規定する理由及び必要な

裁判所は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、当該財産につき、その処分を禁止することができる。

第三十五条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第三十六条 裁判所は、第二十二条第一項、第二項、第四項(第四号を除く。)、第五項及び第六項の罪に係る被告事件に關し、同条第十五項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができないなるおそれがあるり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を發して、被告人に対し、その財産の处分を禁止することができる。

第三十七条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第三十八条 裁判所は、第二十二条第一項、第二項、第四項(第四号を除く。)、第五項及び第六項の罪に係る被告事件に關し、同条第十五項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができないなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を發して、被告人に対し、その財産の处分を禁止することができる。

第三十九条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第四十条 裁判官は、前項に規定する理由及び必要があ

るとして認めるときは、公訴が提起される前であつても、検察官の請求により、同項に規定する処分をすることができる。

第四十一条 前二項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的犯罪処罰法第四章第二節及び第三節の規定による追徴保全命令によ

る。当該財産を没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を發して、当該財産につき、その処分を禁止することができる。

第四十二条 第二十二条第十三項各号に掲げる財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。第三十四条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

第四十三条 第二十二条第十三項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、当該権利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相

当の理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、附帯保全命令を別に發して、当該権利の処分を禁止することができる。

第四十四条 裁判官は、前二項に規定する理由及び必要な

裁判所は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、当該財産につき、その処分を禁止することができる。

第四十五条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第四十六条 裁判所は、第二十二条第一項、第二項、第四項(第四号を除く。)、第五項及び第六項の罪に係る被告事件に關し、同条第十五項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができないなるおそれがあるり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を發して、被告人に対し、その財産の处分を禁止することができる。

第四十七条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第四十八条 裁判官は、前項に規定する理由及び必要があ

るとして認めるときは、公訴が提起される前であつても、検察官の請求により、同項に規定する処分をすることができる。

第四十九条 前二項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的犯罪処罰法第四章第二節及び第三節の規定による追徴保全命令によ

第九章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等

(共助の実施)

第三十七条 外国の刑事事件(当該事件において犯されたとされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が第二十一条第一項、第二項、第四項(第四号を除く)、第五項又は第六項の罪に当たる場合に限る)に関して、当該外国から、没収若しくは当該行為が日本国内で行われたとした場合において第三十五条第一項又は前条第一項に規定する理由がないと認められたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができること。

一 共助犯罪(共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。)に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によればこれについて刑罰を科すことができないと認められるとき。

二 共助犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。

三 没収の確定裁判の執行の共助又は没収のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、要請に係る財産が日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることはできる財産に当たるものではないとき。

四 追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によれば追徴の裁判をし、又は追徴保全をすることができる場合に当たるものではないとき。

五 没収の確定裁判の執行の共助については要請に係る財産を有し又はその財産の上に地上権抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者が、追徴の確定裁判の執行の共助については当該裁判を受けた者が、自己の責めに帰することのできない理由により、当該裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかつたと認められるとき。

六 没収又は追徴のための保全の共助については、要請国(裁判所若しくは裁判官のした没)

收若しくは追徴のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の確定後の要請である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑うに足りる相当な理由がないとき、又は当該行為が日本国内で行われたとした場合において第三十五条第一項又は前条第一項に規定する理由がないと認められるとき。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産に係る没収の確定裁判の執行の共助をするに際し、日本国の法令により当該財産を沒収するとすれば当該権利を存続させるべき場合に当たるときは、これを存続させるものとする。

(追徴とみなす没収)

第三十八条 第二十一条第十三項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。

2 前項の規定は、第二十一条第十三項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

第三十九条 第三十七条第一項に規定する没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請をした外國から、当該共助の実施に係る財産又はその価額に相当する金銭の譲与の要請があつたときは、その全部又は一部を譲与することができること。

(組織的犯罪処罰法による共助等の例)

第四十条 前三条に定めるもののほか、第三十七條の規定による共助及び前条の規定による譲与の規定による共助及び譲与の例による。

附 則 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の不正競争防止法(以下「新法」という。)の規定は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも

適用する。ただし、改正前の不正競争防止法(以下「旧法」という。)によって生じた効力を妨げない。

第三条 第三条、第四条本文及び第五条の規定は、この法律の施行前に開始した次に掲げる行為を継続する行為については、適用しない。

二 第二条第一項第二十号に掲げる行為のうち、役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるよ

うな表示をし、又はその表示をして役務を提供する行為に該当するもの(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く)。

二 第二条第一項第二十号に掲げる行為のうち、役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をして役務を提

供する行為に該当するもの(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く)。

二 第二条第一項第二十号に掲げる行為のうち、役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるよう

な表示をし、又はその表示をして役務を提供する行為に該当するもの(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く)。

二 第二条第一項第五号及び第八号に規定する営業秘密を取得する行為並びにこれら的行为により取得した営業秘密を使用する行為

第八条 新法第十六条の規定は、この法律の施行の際現に旧法第四条第四項に規定する許可を受けている者については、適用しない。

第九条 新法第十七条の規定は、この法律の施行前に開始した同条に規定する国際機関類似標章(旧法第四条ノニに規定する政府間国際機関ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章、略称又ハ名称ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似ノモノを除く)。以下「民間国際機関類似標章」といふ。

二 第二条第一項第二十号に掲げる行為のうち、役務若しくはその広告若しくは取引に用

いる書類若しくは通信にその役務の質、内

容、用途若しくは数量について誤認させるよ

うな表示をし、又はその表示をして役務を提

供する行為に該当するもの(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く)。

二 第二条第一項第二十号に掲げる行為のうち、役務若しくはその広告若しくは取引に用

いる書類若しくは通信にその役務の質、内

容、用途若しくは数量について誤認させるよ

うな表示をし、又はその表示をして役務を提

供する行為に該当するもの(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く)。

二 第二条第一項第二十号に掲げる行為のうち、役務若しくはその広告若しくは取引に用

いる書類若しくは通信にその役務の質、内

容、用途若しくは数量について誤認させるよ

うな表示をし、又はその表示をして役務を提

供する行為に該当するもの(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く)。

条及び第三十一条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第一百三十二条の改正規定、附則第三十五条のうち、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）以下、「刑法第一部改正法」という。）第三条中刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定の改正規定及び刑法第一部改正法第十一条中少年鑑別所法第一百三十二条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六条及び第四十条の規定、公布の日から起算して二十日を経過した日

四 略
第一条中刑事訴訟法第一百四十九条第二項の改正規定、同法第二百一条の次に一条を加える改正規定、同法第二百七十七条の次に二条を加える改正規定、同法第二百八条第一項の改正規定、同法第二百二十四条に一項を加える改正規定、同法第二百五十六条の次に一条を加える改正規定、同法第二百八条第一項の改正規定、同法第二百七十七条の次に七条を加える改正規定、同法第二百九十条の二第一項、第二百九十二条、第二百九十三条の二、第二百九十九条の三ただし書、第二百九十九条の四、第二百九十九条の五、第二百九十九条の六、第二百九十九条の七及び第三百十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第三百六十六条の五、第三百十六条の十一、第三百六十六条の二十三第三項、第三百四十三条、第三百五十条の二十二、第四百二十九条及び第四百六十三条の改正規定並びに同法第四百六十八条に三項を加える改正規定、同法第三百六十六条の五、第三百十六条の十一、第三百六十六条の二十三第三項、第三百四十三条、第三百五十条の二十二、第四百二十九条及び第四百六十三条の改正規定並びに附則第四条の規定、附則第十六条中日本地位協定刑事特別法第十二条の改正規定、附則第十七条中日本連裁判権議定書刑事特別法第四条の改正規定、附則第十九条中日本連地位協定刑事特別法第四条の改正規定、附則第二十一条から第二十三条までの規定、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十四条第一項の表第四十三条规定、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第一百八条第三項、第一百二十五条第一项、第一百六十三条第一项、第一百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十六条の十一の項の改正規定（第一百六十九条）の下に、「第二百七十二条の八第一項及び第四項」を加える部分に限る。）、附則第二十三条及び第三十四条の規定

並びに附則第三十五条のうち刑法等一部改正法第三条中刑事訴訟法第三百四十三条の改正規定の改正規定（公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（罰則に関する経過措置））
四 略
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条中特許法第一百八十四条の九第五項の改正規定、同法第一百八十六条第一項及び第二項の改正規定並びに同法第一百九十五条第一項及び第二項の改正規定、同法第六十三条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第三条及び第七条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（不正競争防止法の一部改正に伴う経過措置）
二 第一条の規定による改正後の不正競争防止法（以下この条において「新不競法」といいう。）第三条から第五条まで、第十四条及び第十五条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に係る当該各号に定める不正競争であつて施行日以後に行われるもの及び施行日前に開始した新限定提供データに係る同条第一項第十四号に掲げる不正競争（限定提供データを使用する行為に限る。）に相当する行為を施行日以後も継続する行為については、適用しない。
三 新不競法第二条第一項第十五号に掲げる不正競争（限定提供データを取得する行為に限る。）同号に掲げる不正競争（限定提供データを使用する行為に限る。）
四 第四十一条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（令和五年六月一四日法律第五一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条中特許法第一百八十六条第一項及び第二項の改正規定並びに同法第一百九十五条第一項及び第二項の改正規定、第三条中実用新案法第五十五条第一項の改正規定、第四条中意匠法第六十三条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第三条及び第七条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（新不競法第五条の二第四項の規定は、施行日前に開始した同項に規定する保有に相当する行為を継続する場合における施行日以後に行われる生産等については、適用しない。）
二 新不競法第五条の二第二項の規定は、施行日前に開始した同項に規定する保有に相当する行為を継続する場合における施行日以後に行われる同条第一項に規定する生産等（次項及び第四項において「生産等」という。）については、適用しない。
三 新不競法第五条の二第三項の規定は、施行日前に同項に規定する領得に相当する行為があつた場合における施行日以後に行われる生産等については、適用しない。
四 新不競法第五条の二第四項の規定は、施行日前に開始した同項に規定する保有に相当する行為を継続する場合における施行日以後に行われる生産等については、適用しない。
五 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この項において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新不競法第二十二条第二項及び第五項の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後の適用についても、同様とする。（政令への委任）
六 新不競法第二条第七項の規定により新たに限定提供データとなる情報（以下この項において「新限定提供データ」という。）に係る当該各号に定める不正競争であつて施行日以後に行われるもの及び施行日前に開始した新限定提供データに係る同条第一項第十四号に掲げる不正競争（限定提供データを使用する行為に限る。）に相当する行為を施行日以後も継続する行為については、適用しない。
第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

二 新不競法第二条第一項第十二号に掲げる不正競争（限定提供データ不正取得行為に限る。）同号に掲げる不正競争（限定提供データを使用する行為に限る。）
タを使用する行為に限る。）
一 新不競法第二条第一項第十一号に規定する限定提供データ不正取得行為（同号に掲げる不正競争（限定提供データを使用する行為に限る。）
タを使用する行為に限る。）